

○総務省告示第五百十号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

<p>電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p>	<p>1, 427. 9MHz を超え1, 462. 9MHz 以下 1, 749. 9MHz を超え1, 759. 9MHz 以下 2, 010MHz を超え2, 025MHz 以下 2, 545MHz を超え2, 575MHz 以下 2, 595MHz を超え2, 625MHz 以下</p>
<p>電気通信業務を行うことを目的として陸</p>	<p>1, 475. 9MHz を超え1, 510. 9MHz 以下 1, 844. 9MHz を超え1, 854. 9MHz 以下</p>

表中

を

<p>上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p>	<p>1, 859. 9MHz を超え1, 879. 9MHz 以下 (平成十七年総務省告示第八百八十三号第二項第二号(二)に掲げる区域に係るものを除く。)</p> <p>2, 010MHz を超え2, 025MHz 以下</p> <p>2, 545MHz を超え2, 575MHz 以下</p> <p>2, 595MHz を超え2, 625MHz 以下</p>
---	---

<p>電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局 (一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)</p>	<p>900MHz を超え915MHz 以下</p> <p>1, 427. 9MHz を超え1, 462. 9MHz 以下</p> <p>1, 749. 9MHz を超え1, 759. 9MHz 以下</p> <p>2, 010MHz を超え2, 025MHz 以下</p> <p>2, 545MHz を超え2, 575MHz 以下</p> <p>2, 595MHz を超え2, 625MHz 以下</p>
---	---

に改める。

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（平成17年総務省告示第883号第2項第2号(ロ)に掲げる区域に係るものを除く。） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下
--	--

附 則

- 1 この告示の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間における改正後の平成十二年郵政省告示第七百四十四号（以下「新告示」という。）の表の規定の適用については、同表の右欄中「900MHz」を「901MHz」とする。
- 2 この告示の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間における新告示の表の規定の適用に「1,462.9MHz以下」を「1,455.35MHzを超え1,462.9MHz以下（北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信

局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものに限る。)を除く。) J ヌ' 「1, 51
0.9MH z 以下」 ヌ&N G せ 「1, 510.9MH z 以下 (1, 503.35MH z を超え1, 510.9MH z 以下 (北
海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総
合通信局の管轄区域に係るものに限る。)を除く。) J ヌ+ N°。